

## 教育情報化の進展と著作権法 ～著作権法35条改正の動向を中心にして～

松平 光徳

### 1. はじめに

現在、教育情報化の進展にそくした著作権法の対応として、学校その他の教育機関において著作物を利用する際に著作権を制限して自由に利用できる場合を規定した著作権法35条の改正が検討されている。

#### 著作権法35条（現行法）

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

#### 改正法の骨子

- ① 現行法35条の適用対象となっていない教育機関における公衆送信について、補償金を課したうえで無許諾で行えるものとする。
- ② 補償金請求権の行使（徴収・分配）は、文化庁長官が指定する一つの団体（指定管理団体）がワンストップで行うこととする。
- ③ 補償金の支払い義務者は、教育機関の設置者とする。
- ④ 補償金額の決定は、原則として両当事者の意向が尊重されるような仕組みとするが、国も最終的に何らかの形で一定の関与ができるようにする。
- ⑤ 補償金関係業務の適正性を確保するため、指定管理団体に対する国の監督権限等について規定する。

現行法35条は、学校等の非営利の教育機関の授業の過程での使用を目的として著作物を利用する場合に、教員および生徒自身が行う複製（1項）、複数の教室で行う同時授業における公衆送信（2項）（以下、同時授業公衆送信という）について、著作権者に許諾なく無償で利用で

きる旨を定めている。

この規定は、教育者が教育に著作物を利用する際の拠り所となるものだが、今回の法改正は、これまで35条2項の対象外であった著作物の公衆送信、たとえば、好きな時にくり返し受けられるオンデマンド授業で講義映像を送信する、授業に利用する教材を事前にメールで送信するといったインターネット等を利用した公衆送信（以下、異時授業公衆送信等という）を権利制限の対象にするとともに、補償金請求権を認めるものである。これまでこうした講義や教材に含まれる著作物のインターネット送信については権利者への許諾が必要だったが、この改正により、教育者は、一定の補償金を支払えば、著作物を自由に公衆送信し教育に利用できるようになる。今般、著作権法は権利制限規定を中心にデジタル・ネットワーク化への対応策を講じてきたが<sup>2)</sup>、この35条の改正についてもその一環と位置付けられる。

本稿では、この著作権法35条の改正にあたり、効果的な情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）<sup>3)</sup>を介した教育情報化の進展がこれまでの著作権法のルールにどのような修正を求めているのか、異時授業公衆送信等を新たに権利制限の対象にする意義はどこにあるのか、そして補償金システムを導入する効果はどうかといった点を中心に、35条改正の動向について考察する。

## 2. 教育情報化の進展について

### (1) ICT活用教育

デジタル・ネットワーク化が進展する中、より効果的になりつつあるICTを教育にどのように活かすか・・・グローバル化・情報化が進む現代社会に対応できる人材の育成を、これまでの紙媒体によるアナログ的な教育方法に加えて、デジタル情報通信技術を用いて効果的に教育を行うICT活用教育への期待がますます高まっている。

ICTを用いれば、紙媒体の教材を使って固定された教室における対面授業から離れ、さまざまな発展的な教育が可能になる。これにより、たとえば、①時間・場所を選ばずに学習ができるようになり教育機会の平等に貢献する、②学修状況や学修行動を正確に把握することでデータに基づく適切な指導が効果的に行える、③学修の記録や成績に基づき個人に合わせた教育方法、教材の選択等が可能になり教育の質が高まる、④教材・情報の共有が極めて容易になり効率的な教育が図れる、⑤反転授業等が効果的に行えるといった利点があり、ICT活用教育の意義は大きい。

これまでもデジタル技術を利用した教育の改善、インターネットを介した効果的な教育方法の取り組みは教育機関のレベルを別にして様々な形で行われてきたが、近年におけるその進展は著しい<sup>4)</sup>。たとえば、初等中等教育では、校内LANを整備してICT端末や電子黒板を活用した教育を実施する地方公共団体の取組が全国的な広がりを見せる一方、同時双方向型の遠隔教育も高等学校で実施されている<sup>5)</sup>。また、大学等においても、eラーニングやオンライン学習等の普及<sup>6)</sup>に加えて、大規模公開オンライン講座(MOOC)<sup>7)</sup>といった取組も進みつつある。他方、民間企業によるICT活用教育の実践プランも多角的に展開されており、今後も、効果的なICT活用教育の実践・普及が進むことは間違いない。

しかし、このようなICT活用教育の進展に対して、その教育に活かされるべき著作物の利用

について必ずしも適切で簡便な利用環境が整っていないことへの不満が高まっている。

## (2) 教育者のジレンマ

ICTを介して教育利用される素材は、言語、音楽、美術、写真、映像、ソフト等、多岐にわたる。ICT活用教育で用いる素材に何をを選びそれをどのように使うか、より効果的な教育を実践することを期待される現場の教育担当者にとって悩みどころであろう。ところが、選んだ素材が著作物である場合、著作権法のルールが壁が立ち上がる。

### ①著作権に関する判断

著作物を授業に利用する場合には、著作権法に関しておおよそ次のような判断が求められる。しかし、著作権法のルールを正確に理解し現場の状況にそくして解釈し、実際に著作物を適切に利用するのは容易ではない。①扱う素材が「著作物」に当たるかどうか、②その著作物の使い方が著作権法上問題になる使い方に当たるかどうか、③それが著作権法上、権利制限の規定等により自由利用が認められるものかどうか、などを判断しなければならない<sup>8)</sup>。

- (ア) 「著作物か否かの判断」・・・授業で使いたいものが著作権法によって保護される「著作物」にあたるか否かがまず問題になる。小説や随筆、音楽、絵画や彫刻、写真、映画など、はっきり著作物だとわかるものはいいが、図形・図表やイラスト、データなどはどうか、編集物や加工作品はどうかなど、著作物かどうか判断に迷うものも多いし、部分的に利用したい場合の判断も難しい。
- (イ) 「著作権を侵害するか否かの判断」・・・著作物を授業にどのように使うのかを特定し、その使い方が著作権法が保護する各種の権利（著作者の権利、著作隣接権等）とどのように関係するかを判断しなければならない。その権利者に無許諾で権利保護されている行為を行えば権利侵害になるが、それを的確に判断するのは難しい。権利侵害となれば、民事上の請求（差止め、損害賠償等）を受けるほか、刑事罰を科されることにもなりうるので、この判断は慎重にならざるを得ない。加工・改変する場合には著作者人格権（同一性保持権）との関係も問題になる。
- (ウ) 「自由利用できるか否かの判断」・・・著作権法は、その目的が文化の発展にあり、権利者の利益保護とともに文化的所産である著作物の公正な利用への配慮から著作権が制限される場合を規定し、権利者に許諾を得ずに著作物を利用できる機会を認めている。とくに教育という公益性の強い利用目的のある場合には、無許諾・無償で著作物を複製、公衆送信できる（35条）し、また、一定の要件のもとで引用（32条）として自由利用が可能にもなる。ところが、その範囲が厳しく限定されていて教育目的だからすべて自由に複製できるというわけではないし、また、引用としてどこまで自由利用が可能なのか、その範囲や基準を適切に理解し適法な引用になるか否かを判断することは難しい<sup>9)</sup>。

こうした判断には著作権法について十分な理解が必要になるが、現在のところ、教育現場でそれを適切に理解し解釈適用するまでには著作権法のルールの周知が徹底していない。その結果、インターネットを介して著作物を教育に利用したいと考えても、実際には、違法行為の誹りを受けたくないとの思いからともかく著作権フリー素材<sup>10)</sup>や権利処理済みの教材を多用したり、問

題になりそうな部分を削除したり、反対に、場合によっては、適法か否かはっきりしないがとりあえず教育目的という笠の下に著作物利用を繰り返すことも多い。

## ②著作権ライセンス手続き

著作物を利用する現場の教育担当者にとって、著作権ライセンス手続きに係る負担がともかく大きい。使いたいものが他人の著作物で、その使い方が権利制限の範囲から外れると判断した場合、その著作物の権利者に利用許諾を求めなければならない。しかし、現在のところ、音楽分野（JASRAC）など一部の著作物を除いて、教育利用にそくした著作権の集中管理システムが整っていないものが多く<sup>11)</sup>、教育担当者はつぎのような手間のかかる権利処理手続きを権利者相手に個別に行わなければならない<sup>12)</sup>。

- (ア) 「権利者捜索・連絡」・・・使いたい著作物の権利者（著作者、著作権者、著作隣接権者等）を探し連絡する。誰が権利者かわからずその所在も不明といった場合（孤児著作物）もあり、権利者を特定し、その所在を確認し、コンタクトを取るのは非常に手間と時間がかかる<sup>13)</sup>。
- (イ) 「許諾の申請」・・・使用状況を説明し、許諾を受けられるか否かを確認する。首尾よく許諾を得られればよいが、教育目的であっても、利用の範囲・程度・態様によっては当然許諾が受けられない場合もあるし、被害の拡散を見越してデジタル利用を禁止する権利者も多い。
- (ウ) 「金額の交渉」・・・有料か無料かの確認をはじめ、その条件、範囲を相談し金額を確定する。教育利用の場合はある程度安い料金設定になることが考えられるが、そうした料金設定をしていない権利者も多く、教育現場からみると高額になるケースもある。
- (エ) 「使用料の支払い」・・・限られた予算の中で著作権使用料を支払うことが厳しい教育機関も当然あるし、受益者負担といって生徒や学生に毎回支払いを求めることは現実的でない。

授業・講義の準備に追われ時間の制約がある中でこのような手間をかけることは教育担当者にとっては非常に重い負担であり、また使用料について折り合いがつかずに使用を断念するリスクも考えると、当初から第三者の著作物を利用することをあきらめ、権利処理の手続き自体を行わない場合も多い。それでもあえて手続きを行うケースとしては、たとえば、取引単価の高い著作物を長期的に継続して利用したい場合とか、あるいは、使いたい著作物の削除や差し替えが困難で、しかも引用にも当たらない場合に、やむを得ず権利処理をするという場合などであろう。

こうしてみると、ICT 活用教育の進展で著作物の教育利用がますます効果的に実践できるようになっているのに、著作権法のルールが教育の場面で多くの教育者に著作物の利用をためらわせる原因を作っているようにも見える。

ICT を活かした教育を実践する際に、第三者の著作物を円滑に利用できる環境をいかに作るかが重要な課題となっており、今回の著作権法35条の改正はこうした教育者のジレンマを解決する一つの方策として期待される。

## 3. 現行法35条について

現行の35条は、学校教育には高い公益性が認められることから、非営利の教育機関において、授業の過程において使用することを目的とする場合には、著作権者の利益を不当に害しない

範囲で、公表された著作物を権利者に許諾を得ることなく無償で複製（1項）し、公衆送信（2項）することを認めている<sup>14)</sup>。

この規定は平成15年に改正されたもので、それまで複製主体が教育担当者のみであったのを、生徒・学生が自主的学習に著作物を使うことができるように授業を受ける者にも複製を認め、さらに、通信の発展により遠隔授業も現実化してきたということで、主教室での授業を同時に他の教室で行う同時授業に限定して著作物の公衆送信を規定に加えこれを認めた。

平成16年に規定されたガイドライン<sup>15)</sup>に従った理解によれば、35条で認められる「複製」と「同時授業公衆送信」の範囲・程度としては以下のものが挙げられる。

### (1) 教育機関における「複製」（1項）について

- ① 「教育機関」・・・文部科学省が教育機関として定めるところ（及びこれに準ずるところ）。幼稚園、小中高校、中等教育学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、看護学校などの各種学校、大学校、保育所などが含まれる。したがって、営利目的の予備校、私塾、カルチャースクール、営利企業の社員研修などのほか、学校開放などで教育機関以外の者が単に場所として学校を使用している場合などは適用外となる。
- ② 「複製主体」・・・複製できるのは「授業を担当する者」と「授業を受ける者」なので、実際に授業を行う教師、教授、講師等（教員免許等の資格の有無は問わない）と、教育を担当する者の指導の下にある生徒や学生ということになる。したがって、たとえば研究授業・授業参観における参観者は含まれない。
- ③ 「授業の過程における使用」・・・「授業」は、学習指導要領、大学設置基準等で定義されるもので、クラスでの授業、総合学習、特別教育活動（運動会等）、ゼミ、実験・実習・実技（遠隔授業を含む）などの他、出席や単位取得が必要なクラブ活動、部活動、林間学校、生徒指導、進路指導など学校の教育計画に基づいて行われる課外指導等も「授業」に含まれる。しかし、サークル・同好会、研究会等は学校の教育計画に基づかない自主的な活動なので「授業」にはあたらない。授業の過程における使用なので、当該授業と関係のない自宅学習用に複製物を配布することは認められない。
- ④ 「必要と認められる限度」・・・授業の対象となる必要部分で範囲は必要最小限の部分になる。たとえば、小説を丸ごと複製する、授業に関連しない参考資料を複製する、校内 LAN サーバに蓄積するといった行為、また、学級通信・学校便り等への掲載、教科研究会における複製、学校ホームページへの掲載等は、授業に必要な範囲を超えるものとして認められない。
- ⑤ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」・・・「著作物の種類・用途」や「複製の部数・態様」からみて、その著作物の市場に影響を与えないかどうかにより判断される。「著作物の種類・用途」からみると、たとえば、児童・生徒・学生が授業用に購入を想定しているドリル、問題集、参考書などを購入に代えてコピーする場合や、放送番組等をライブラリー保存することなどは著作権者の利益を不当に害すると考えられる。また、「複製の部数・態様」からみると、たとえば、部数は通常の1クラスの人数と担任する者の和を限度とすると考えられ、小中高校の場合は1クラスの人数（概ね50名程度）が目安でこれを超える場

合には不利益を与えていると評価されうる。したがって、大学の大教室で利用する場合（公開講座等を含む）や、複数の学級で利用することで結果的に大部数の複製となる場合、同一の著作物を繰り返して利用する場合なども、複製の部数やその態様からみて不利益を与えると考えられる。また、たとえば、複製して製本したり、鑑賞用に美術作品や写真を複製して市販の商品と競合するような方法で複製が行われる場合をはじめ、授業のたびに同一の新聞・雑誌などのコラムや連載記事を継続的に複製することも不利益を与えると評価されうる。

- ⑥ その他の条件・・・複製できるのは「公表された著作物」（著作者の許諾を得て公に提供・提示された著作物）に限られ、未公開の論文、作文、手紙、日記、美術、写真、音楽等の著作物は含まれない。また、「著作者人格権を侵害しない」ことも要求され、著作者の意に反する著作物の内容の改変・編集、著作物に記載された著作権表示の消去・改ざんは認められない。さらに、慣行がある場合には、複製物にその著作物の「出所明示」をしなければならない。授業を受ける者には、授業を担当する者が出所明示の指導を行うことが必要となる。

## (2) 教育機関における「同時授業公衆送信」（2項）について

- ① 「教育機関」、「授業の過程」、「公表された著作物」、「著作者人格権への配慮」、「出所明示」・・・1項と同じ扱い。
- ② 「当該授業を直接受ける者」・・・授業を担当する者と物理的に同じ場所に授業を受ける者がいることが必要で、教師が授業を行う場所に学生がいない場合（対カメラ・スタジオ授業等）は認められない。
- ③ 「当該授業が行われる場所以外の場所」・・・著作物はその利用が行われる「主会場から副会場に送信されることが必要で、主会場がなく遠隔地への送信のみによって行われる授業（サテライト授業等）は認められない。
- ④ 「授業を同時に受ける者」・・・授業はリアルタイム中継で登録学生に送信することが必要で、授業をあらかじめ録画しておいて後日配信する授業（オンデマンド授業等）は認められない。また、登録された学生でない者への送信も認められないし、授業終了後も利用できるように著作物等をホームページ等に掲載することも認められない。
- ⑤ 「原作品若しくは複製物を提供、提示して利用する場合」・・・送信される著作物は主会場提供・提示されたものであることが必要で、主会場で利用されていないものの送信は認められない。
- ⑥ 「38条1項の規定により上演し、演奏し、上映し、口述して利用する場合」・・・上演、演奏、上映、口述して利用する場合、主会場、副会場ともに非営利・無料・無報酬であることが必要となる。
- ⑦ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」・・・たとえば、授業を受ける者以外の者が閲覧できるように公衆送信する、複数のPCに送信できるようにサーバ等にソフトウェアを蓄積する、送信された複製物を受信側で二次的に複製する、大教室での授業に相当するような人数へ送信する、学校のコンピュータと児童生徒の自宅のコンピュータがネットで結ばれている状態で学校で使っているソフトウェアを自宅に送信して授業以外の目的で使う、といった行為は認められない。

### (3) 現行法35条の射程と問題点

現行法35条は、教育目的の利用に高い公益性があることから著作権を制限して自由利用を認めるが、これを無償で許すものなので、著作権者の利益保護の観点から、権利者の利益を不当に害することのないよう慎重な配慮がなされている<sup>16)</sup>。ガイドラインに示されている例でも、無償で許される「複製」、「公衆送信」は限定的である。こうした教育目的の利用は著作物の本来の用途に従った利用に関わるものを含み、権利者の著作物市場に与える影響は相対的に大きくなる。教育効果を向上させる要請が強くても、権利者に対して適切な利益保護の道が確保されなければ著作権法の目的（文化の発展）<sup>17)</sup>は達成されないし、また、著作権者に適切にその対価が還元され、著作物が継続して創作される環境を整えることは将来の教育活動を豊かにすることにもつながる。教育者自身による創意工夫、教室利用という小規模性を前提にした35条の制約は、こうした配慮に基づくものといえる。

しかし、ICTの進展は、現場の教育者に上述したようなジレンマを与えており、これまでのバランス操作に修正を加える必要を迫っている<sup>18)</sup>。「著作権者の利益保護」と「教育効果の向上」は、いずれも著作権法がその目的を達成するうえで重要なものであり、どちらかに偏りのないようなバランスを図ることが求められる。権利者への適正な利益還元を図りながら、ICTの効用を教育に活かし著作物の利用を円滑に行えるようにするには、どういった修正が求められているのか。

#### ①ICT活用教育への対応：「複製」

35条1項で認められる「複製」の範囲・程度・態様について、ICTの進展にそくした修正を求める声は大きい。教室内に限定されずに教室を離れた場所でも自由に著作物を複製し、時間や人数に縛られずに繰り返しいつでも利用できるようにすることは、より効果的なICT活用教育の実践につながる。そして、いったん複製されたデータの編集・加工、蓄積・共有の容易さを考えると、それを効果的に教育に活かす公益性は高い。とくに、教員間や教育機関同士で教材を自由に共有できることは教育の質を高めるうえで非常に効果的といえる。

しかし、そういった著作物の利用は、権利者へ与える不利益が相当程度のものになり、現行法上、これを認めるわけにはいかない。したがって現状では、ICTを活用した複製、蓄積あるいは共有といった利用の多くは権利制限の対象とはならない<sup>19)</sup>。ところがその一方で、上述したように、教育者がそのような権利制限から外れた利用を行おうとしても、実際には権利処理に係る過大な負担によって著作物の利用が円滑にできない状態にある。こうしたジレンマを打開するには、とにかくICT活用教育にそくした著作物のライセンス環境を整備することが必要になる。ある程度安価で迅速かつ容易に手続きが可能なライセンススキームが構築され、それが適切に運用されるようになれば、権利制限規定により無許諾・無償で認められる教育利用が限定されているとしても、それを超えた利用についても円滑に著作物が利用できるようになるはずである。しかし、あらゆる著作物についてそういったライセンススキームが構築され適切な運用が図られるようになるまでには相当程度の期間が必要であり、その間、教育者がジレンマに悩まされICTを活用した著作物利用が滞る事態が長引くのはかならずしも健全な状態とはいえない。

その意味で、35条で許される「複製」を無許諾・無償で認められるものに限定するのではなく、それを超えた利用行為のうちICT活用教育上必要なものについて有償化（補償金請求権）

を含めた権利制限規定の見直しを検討する余地も出てくる。こういったことを補償金を課したうえで自由利用の対象にすべきかについては、ICTの進展にそくして教育上必要と認められるケースを特定し、権利者に与える不利益の度合いに十分配慮しながら、それが、①無許諾・無償で許される範囲に含めるべきものか、②補償金を課したうえで自由利用を認めるべきものかについて詳細に検討する必要がある。

#### ②ICT活用教育への対応：「公衆送信」

現行法35条2項で認められる公衆送信は、主会場における現実の対面授業を前提とした同時授業に限定されている。ICT活用教育の普及・増進はわが国の人材育成にとって欠かせないのであり、その効用を十分活かすには、現行法で認められる同時授業だけでなく、オンデマンド授業をはじめとする異時授業等においても著作物を自由に教育利用できる機会を保障する教育効果は高い。

今回の法改正の焦点はこうした異時授業等における公衆送信にあり、それは、今後こうした授業形態の利用度、重要性がますます増大することは間違いのないところで、同時授業に限定した現行法35条の対応では不十分であるという認識に基づいている。そして、上述したような権利処理上の過度の負担によって著作物利用が阻まれている教育現場の現状を打開するには、権利制限規定を整備してこれを自由利用できるようにする意義が大きいということである。

しかし、著作物の公衆送信は、インターネット等を介した非常に広範囲な利用が可能で、物理的な制約がある「複製」と違って権利者の利益を不当に侵害する可能性がより高くなる。現行法35条2項で無許諾・無償で許される公衆送信を対面授業を前提としたリアルタイム授業に限定したのも、非常に広範囲な利用が想定される公衆送信によって権利者の利益を不当に害することにならないようにするためであった。デジタルコンテンツは違法に拡散される危険性が高いので、権利制限によって権利侵害が助長されるリスクもあるし、また、現状でも教育機関において権利制限の対象範囲が広く運用・解釈されている実態もある。したがって、異時授業等における著作物の公衆送信を権利制限の対象に含めて自由利用にする場合、権利者の正当な利益の確保は必須であり、これを無償とするのではなく、権利者への利益還元を一定程度期待できる「補償金システム」の導入が図られることになった。

## 4. 35条改正法について

改正法のポイントは、①現行法35条で認められている教育機関等における「複製」と「同時授業公衆送信」については、従来通り、無許諾・無償で利用できるとする点、②新たに「異時授業公衆送信等」を権利制限の対象にして自由利用できるようにする点、③異時授業公衆送信等の場合に「補償金システム」を導入して有償化する点にある。

### (1) 無許諾・無償で許される「複製」と「同時授業公衆送信」について

現行法35条で認められている「複製」及び「同時授業公衆送信」は、改正法でも現状通り無許諾・無償で許されることになる。上述したように、ICTを活用した著作物の複製利用について、その自由度を広げ教育効果の向上を図るとともに著作権者の利益還元の道を確保するため



には、有償化を含めて権利制限の枠組みを再検討する余地もあったが、今回は、その点について一歩踏み込んだ対応は図られず、継続的な検討課題として残される。

教育機関における著作物の複製が無償で許されるものに限定されるとなれば、権利者へ与える不利益が不当に増大しないよう、規定の解釈・運用はこれまで通り厳しくならざるを得ない。35条で示されている「授業の過程」の範囲、「権利者の利益を不当に害しない」とはどんな場合かに関する解釈にしても、無償で許される「複製」を前提にしなければならず、権利者の利益保護の観点から、ICT活用教育の進展にそくして複製の自由度を広げる要請に応えることは難しい。

他方、「同時授業公衆送信」についてもこれまで通り無償で許されることになる。これについては、同時授業以外の授業における公衆送信に補償金が課されることになる関係で、その有用性が変わってくる可能性もある。同時授業公衆送信が無償とされる理由として、①時間的・場所的制約があるため、著作物利用の頻度・総量が異時授業等におけるよりも比較的限定的であり、無償としても、権利者に与える不利益が許容できる程度であること、また、②現在無償で利用可能なものを有償とした場合、教育現場に混乱を招き、教育における著作物利用を促進させ教育の質を向上させることで文化の発展につなげる法目的が達成できないということが挙げられる。

## (2) 新たに自由利用が許される「異時授業公衆送信等」について

新たに権利制限の対象として自由利用が許されることになる異時授業公衆送信としては、①録音・録画しておいて後で送信するオンデマンド授業における公衆送信、②対面授業における公衆送信、③教師が授業を行う場所に学生がいない対カメラ・スタジオ授業における公衆送信などが挙げられる。

どのような授業形式で行われるどのような公衆送信を新たに自由利用が認められる異時授業公衆送信に含めるかは、新たに導入される補償金システムの制度設計に左右され、権利者の正当な利益をどのように還元できるかにかかってくる<sup>20)</sup>。

たとえば、オープン・フリーな大規模公開オンライン授業(MOOC)における著作物の公衆送信については、権利制限の対象に含めることは難しい。MOOCは、ICTを効果的に活かせる非常に魅力的な授業形態で、そこで著作物の利用を促進させる意義は大きい。また、MOOCの場合、その規模の大きさやオープン性から、その利用形態に見合う契約条件を決めにくい難点があり、ライセンス体制が未整備で著作物を利用できない実態もある。しかし、これを権利制限の対象に含めることは、補償金による利益還元では賄いきれない不利益を権利者に与える可能性が高く、権利制限の対象に含めることはできない。

## (3) 補償金システムについて

導入される補償金システムは、教育利用という公益性に配慮しながら、補償金を支払う利用者側にとっても分配を受ける権利者側にとっても納得できる効果的なものになるような制度設計が必要となる<sup>21)</sup>。主なポイントとしては、①制度の維持コストをなるべく低く抑え、教育機関の事務負担を低減すること、②権利者側と教育関係者側の双方の意向・利益が十分反映されるような仕組みにすること、③制度の適正な運用を確保するため公的な関与を効果的に行うことが

挙げられる。具体的内容としては、次のようなものが構想されている。

- ① 指定管理団体による集中管理・・・教育機関の手続き負担を低く抑えるため窓口の一元化が望まれており、文化庁長官が指定する一つの団体によってワンストップで管理・運営がなされる。
- ② 包括的な補償金の徴収・分配・・・権利者への正当な利益補償を行うには利用量に応じた従量制もあるが、運用コストの点で問題がある。一定額の年間補償金を定めて包括的に徴収し、サンプル調査で得た利用実績をベースに権利団体へ分配する仕組みが効果的である。
- ③ 補償金支払い義務者・・・補償金の支払い義務者は、教育機関の設置者となる。
- ④ 補償金額の決定・・・非営利の教育機関における利用なので補償金額は一定程度低く抑えられることになるが、諸外国の実態とも比較しながら、権利者の適切な利益補償になるような適切な額にする必要がある<sup>22)</sup>。補償金額の決定は、原則として両当事者の意向が尊重されるような仕組みとするが、国も最終的に何らかの形で一定の関与ができるようにする。
- ⑤ 国の監督権限・・・補償金関係業務の適正性を確保するため、指定管理団体に対する国の監督権限等について規定する。

#### (4) 残される課題について

35条の改正によって新たに導入される補償金システムに実効性を持たせるためにも、この規定に関する新しいガイドラインの作成が必要になる。平成16年に作られた35条ガイドラインについては、策定主体が権利者団体で教育者側の要望が反映されず、必ずしも使いやすいバランスの取れたガイドラインになっていないといった批判もあった。改正法については、実際に規定が尊重され適切に解釈・運用されていくために、権利者側だけでなく教育者側との十分な協議に基づいたもので、わかりやすく使いやすい新たなガイドラインが示されることが重要になる<sup>23)</sup>。

また、ガイドラインが作成されても、教育者がそれを適切に理解し運用できなければ意味がないわけで、教育者のジレンマを解消するには、著作物を利用する教育者自身が著作権法のルールに習熟することが欠かせない。35条の理解はもとより、その他の権利制限規定を含め、著作物性の基準や著作権侵害の判断など、著作権法について教育者側が教育・研修を行い周知を徹底することが必要になる<sup>24)</sup>。権利制限の対象外の利用を行う際には権利処理に関するノウハウについても十分な知識もいる。ICT活用教育の進展で可能になった著作物の教育利用を効果的に実現するためには、こうした一連の著作権法のルールについて教育関係者が十分な理解と知識を持つことが非常に重要な課題となっている。

そして、著作物を円滑に教育利用できる環境を作るうえで最も重要な課題となっているのがICT活用教育にそくしたライセンススキームの構築といえる。補償金付きの権利制限規定が導入されても、その対象外になる著作物の教育利用については、権利者と許諾契約を交わすことになるわけで、権利者側で適切なライセンススキームを整備して利用の円滑化を図る自助努力を迅速かつ適切に行う必要がある<sup>25)</sup>。現在のところ、学術論文、専門書・学術書、写真、文芸作品、新聞、音楽の分野それぞれにおいて、著作物の教育利用に関する権利処理の状況は異なるが、ICT活用教育にそくしたライセンス環境が整っていないものが多く、著作権の集中管理を行う

管理団体を創設し、権利処理コストの低減を図ることが重要な課題となっている<sup>26)</sup>。管理技術の実効性が増せば、権利の集中処理や包括契約に頼らず、利用のたびに個別の権利処理を遅滞なく進められる仕組みも可能になるであろうが、いずれにせよライセンス環境の整備は著作物の教育利用の促進にとって非常に重要なカギとなる課題といえよう。

## 5. おわりに

ICT活用教育の進展に著作権法はどのように対応すべきか・・・35条の改正によって、異時授業公衆送信等を権利制限の対象に含めて自由利用できるようにしながら、補償金システムによる有償利用の道が開かれることになる。これまで原則許諾を必要とされた多くの授業における著作物の公衆送信に許諾が不要となることで、とくに遠隔教育における著作物の利用環境はかなり改善されることになる。

しかし、この方策がどの程度功を奏するかは、運用面での課題がどのようにクリアされるかにかかっている。著作物をICT活用教育に活かさない教育者のジレンマを解消し、教育のあらゆる場面で著作物が円滑に利用されるようにするためには、35条の権利制限規定の改正だけではもとより十分ではない。教育関係者と権利者双方が協力し、お互いにその環境を改善する努力をこれまで以上に払うことが必要になってくる。

情報のデジタル・ネットワーク化の進展が現在の著作権制度に与えている影響は計り知れず、著作権法のかじ取りがますます難しくなっている。フェアユース規定の導入問題を経て、権利制限規定の修正がこれだけ頻繁に行われ、ますます複雑化していく中で行なわれる著作権法35条の改正についても、そのかじ取りの難しさが示されているといえよう。

---

<sup>1)</sup> 著作権法35条の改正については、平成29年4月26日に文化庁審議会著作権分科会による報告書が出された後、現在、具体的な改正法の内容が検討されている。「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月26日文化庁文化審議会著作権分科会)

([http://www.bunka.go.jp/seisaku/.../pdf/h2902\\_chukanmatome.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/.../pdf/h2902_chukanmatome.pdf)) 参照。また、改正法の基本的な制度設計について、「教育の情報化の推進に係る著作権制度の改正について」(平成29年9月15日文化庁長官官房著作権課)(規制改革推進会議第1回投資等ワーキング・グループ資料2-2)参照。

<sup>2)</sup> 平成21年の著作権法改正において、送信の障害の防止等のための複製(47条の5)、インターネット情報検索等のための複製等(47条の6)、情報解析のための複製等(47条の7)、電子計算機における著作物の利用に伴う複製(47条の8)などの規定が新設された。その後、平成24年の著作権法の一部改正において、付随対象著作物の利用(30条の2)、検討の過程における利用(30条の3)、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(30条の4)、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(47条の9)が新設されている。

<sup>3)</sup> IT(Information Technology)と同義で、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

<sup>4)</sup> 教育におけるICTの活用状況に関する調査研究として、「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」(平成27年3月 株式会社電通(平成26年度文化庁委託事業))

([http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27\\_ict\\_katsuyo](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27_ict_katsuyo))

\_hokokusho.pdf)参照。

- 5) 学校教育法施行規則改正(平成 27 年 4 月)により、一定の要件を満たせば高等学校等において遠隔教育を行うことが可能になっている。全過程修了に必要な 74 単位中 36 単位までの授業が遠隔授業で受けられることができ、離島や過疎地での教育に活かされている。
- 6) 通信制大学の早稲田大学 e スクール(人間科学部通信教育課程)では、すべての授業がオンデマンド授業でなされている。通学制大学においても、124 単位中 60 単位まで、インターネット授業の単位が認められる。
- 7) Massive Open Online Course : スタンフォード大学のコースセラ(Coursera)、マサチューセッツ工科大学の MIT、ハーバード大学のエデックス(edX)などが代表例で、枠組みが非常に大きくオープン・フリーなオンライン講座のことをいう。インターネットを介して誰でも無料で大学等の授業をオンラインで受講することができ、修了証も出される。米国を中心に世界的規模で展開されており、日本でも JMOOC(日本オープンオンライン教育推進協議会)が平成 25 年に設立され、日本版 MOOC(gacco や OIJ MOOC など)のプラットフォーム作りが進行中。
- 8) こうした判断に加えて、たとえば、扱う素材が著作権を侵害して作成されたものであるかどうか、あるいは、保護期間が経過したパブリックドメインのものであれば自由に利用できるが、それを判断するのは必ずしも容易ではない。期間満了作品については、主要な著名作品の期間満了情報を整備しデータベース化することは有益だが、公的アーカイブ機関によるデータベース化は現状では難しい。
- 9) 32 条は、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、かつ報道、批評、研究その他の目的上、正当な範囲内で引用して利用(複製、口述、送信)することができる旨を規定している。適法引用の要件としては、①公正な慣行、②正当な範囲、③明瞭区別性・主従関係、④出所明示、⑤著作物性を挙げられるが、その解釈も分かれ、教育利用にそくしたガイドラインも示されていないことから、判断が困難になるケースも多い。
- 10) たとえば、文化庁「自由利用マーク」(平成 15 年)、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」意思表示システムなど、権利者があらかじめ一定の利用条件を付した意思表示を行うことで利用者が利用のたびに権利者の許諾を得る必要がない意思表示システムがある。
- 11) 権利の集中管理システムの先駆は音楽分野の JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)、権利者は許諾権を一任しあらかじめ定められた条件で利用を認め報酬を受け取る対価徴収的な仕組みを提供している。ただし、利用者が支払うライセンス料の計算も、権利者が受け取る対価額の計算も大雑把で、集められた利益は一部全体のために使われる(公共事業費)。JASRAC の場合、フロアの大きさや利用客の多さで割合的なライセンス料が決められるが、通信カラオケでは、楽曲ごとに演奏回数による課金も正確に行うことが可能であり、ICT 活用教育にもある程度対応したスキームをすでに実施している。しかし、その他の分野の著作物、たとえば、学術論文、専門書・学術書、写真、文芸作品等を教育利用しようとしても、権利を集中的に管理・運営する仕組みができておらず、現状では、ICT 活用教育にそくした簡便な権利処理を行えない。
- 12) 海外の著作物の場合の権利処理も難しい。権利処理手続きの代行を業者に依頼するのは費用の点で困難と判断される。
- 13) 著作権者が不明の場合、文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用することができる裁定制度(67 条)があり、権利者搜索の要件も緩和されてはいるが、費用も時間もそれなりに必要になる。
- 14) 35 条によって利用する場合は、翻案できる(43 条 1 号)し、作成された複製物は公衆に譲渡できる(47 条の 10)ので生徒たちに配布できるが、授業で使用する目的以外の目的で公衆に譲渡すると譲渡権の侵害となる(47 条の 10 ただし書)。また、当該複製物を目的以外の目的で頒布したり公衆に提示(上映・演奏等)すると、その時点で複製権侵害となる(49 条 1 項 1 号)。
- 15) 「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン」(平成 16 年 3 月著作権法第 35 条ガイドライン協議会)

- 16) 国際的な配慮も必要で、ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約)9条(2)は、著作者の権利を制限するための条件として、①特別な場合であること、②著作物の通常の利用を妨げないこと、③著作者の正当な利益を不当に害しないことすべてを満たす必要がある旨を定めている。
- 17) 著作権法の目的(1条)は、著作物等の「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」にある。
- 18) 35条制定当時は複製機器が未発達で、複製の量はわずかで著作権者へ与える不利益も軽微だと考えられたので無償とされたが(それに対して補償金を課した場合にはそれを維持する社会的費用が過大になる)、その後の技術の進歩、複製機器の普及が急速に進み、教育における複製がもたらす不利益は制定当時に比べてはるかに大きくなっている。現行法上無償で行うことができる「複製」とその複製を前提にした「同時授業公衆送信」のいずれの行為についても、権利者に及ぶ不利益はすでに軽微とはいえなくなっている。
- 19) 教材を教員間で貸し借りをする程度であれば許されうるが、たとえば無線ランを使ってサーバに蓄積し教員間で共有することは、35条では認められず、公衆送信権(23条)の侵害となる。
- 20) たとえば、対カメラ・スタジオ型リアルタイム配信授業の場合、リアルタイムで配信される形式なので、くり返し利用が可能な授業に比べて権利者に与える不利益は相対的に少ないが、同時授業のように複数の教室で授業を同時に行う場所的制約がない分、容易に授業を行うことができ、その分利用量が多くなりうるので、総体として権利者に及ぼす不利益が同時授業より大きくなるとみることができる。また、現行法で35条の対象外とされており、有償化されたとしても現場の混乱を生じさせないという理由(法的安定性)から、補償金が課される異時授業等に含められるという考えもある。「教育の情報化の推進のための権利制限規定の見直しに関する規制改革推進会議の意見について」(平成29年4月26日文化審議会著作権分科会)参照。
- 21) すでに教育機関向けに著作物の配信サービスやライセンススキームを提供している場合、補償金による権利制限の対象にすべきか否かという問題がある。この場合、権利者が補償金の分配額を上回る利益を回収できるのに、その機会を不当に奪うことにならないようにする必要があるが、あらかじめこれを対象外にする(ライセンス優先型権利制限)よりも、「権利者の利益を不当に害することとなる場合」のただし書を柔軟に解釈して処理する方が、さまざまな場合に対応できて妥当だといえよう。
- 22) 文化庁では、補償金額の算定について、教育現場における著作物の利用実態を踏まえ、著作物の利用の対価に係る国内外の相場にも留意し、合理的な価格となるよう議論が進められる必要があるとして、補償金額等の検討に資するよう調査研究(「ICT活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンシング環境等に関する調査研究」)が行われている(平成29年9月～平成30年3月)。
- 23) 平成28年2月から、教育関係団体(国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会)と権利者団体(学術著作権協会、日本書籍出版協会、日本写真著作権協会、日本文藝家協会、日本新聞協会)による「教育の情報化の推進に関する当事者間協議」において、法解釈に関するガイドラインの整備、教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発、ライセンス環境の整備に関して検討が進められている。
- 24) 平成28年度法制・基本問題小委員会(第4回)において、教育関係団体(初等中等教育関係団体、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国専修学校各種学校総連合会)から、各団体または教育機関において著作権法に関する研修・普及啓発活動に取り組む旨の方針が示されている(資料1-1ないし1-5)。
- 25) 平成28年12月、教育分野における権利者団体(37団体)により「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設立され、教育利用に関する権利処理制度の検討が行われている。また、同協議会により、補償金システムが導入されることになった場合の補償金の徴収分配の受け皿と

なる団体の設立に関する方針が平成 29 年 4 月 17 日に示されている。

<sup>26)</sup> 平成 29 年度文化庁予算企画案「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」で、音楽分野の試みとして、権利情報の収集・データベース化を行い、ワンストップで検索、許諾申請、利用報告できるシステムが検討されている(「音楽集中管理センター(仮称)」)。